

ライフセーバーとの連携により事故防止対策の推進!

~ 「日本ライフセービング協会」との事故防止対策等に関する協定を締結~

海上保安庁と特定非営利活動法人日本ライフセービング協会との間で、海水浴場等における事故防止対策等を図るための協定を締結いたします。

海上保安庁では、今年度設置された「海の安全推進本部」を中心に、事故の未然防止と事故発生時の救助率向上に努めているところ、本協定の締結により海上保安官とライフセーバーによる一層の官民連携を図り、海水浴場における人身事故の安全対策等をより一層推進していきます。

本協定の内容及び協定締結に伴う調印式等の概要は下記のとおりです。

記

- 1 協定内容について
- (1) 海水浴場等における事故情報の共有
 - <実施主体>交通部安全対策課⇔日本ライフセービング協会本部
 - <効果>・日本ライフセービング協会が保有する毎年 2,000~3,000 件を超える 人身事故の情報を把握することにより、新たな安全対策の立案を行い、 合同での安全啓発活動を展開
- (2) 海水浴場等における事故防止対策や安全啓発等の協力
 - <実施主体>管区海上保安本部及び海上保安部署⇔ライフセービングクラブ
 - <効果>・シーズンを通じて安全講習会等のイベント予定を共有することで、 現場レベルによる協力した効果的な安全啓発及び対策の推進
 - ・ライフセービングクラブ側の海上保安業務全般に関する理解促進
- (3) 海水浴場等における事案発生時等の連携 <実施主体>ライフセーバー⇔海上保安部署等

<効果>・3,000 名を超えるライフセーバーの目を利用することで、今まで以上に事案に関する情報を入手することができ、より的確な事案対応が可能

2 調印式について

(1) 日時

平成29年3月15日(水)午後4時から

(2) 場所

中央合同庁舎3号館11階 海上保安庁会議室

(3) 締結者

海上保安庁 海の安全推進本部長(総務部参事官) 徳永 重典

日本ライフセービング協会理事長 入谷 拓哉

(4) 内容

- ・締結者による協定の内容確認及び調印を実施
- 写真撮影